

令和 4 年度第 1 7 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 4 年 1 2 月 5 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4 0 6 3〕

① 件 名																																														
令和 4 年人事院勧告に伴う給与改定について																																														
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																																														
<p>【背景】</p> <p>令和 4 年 8 月 8 日、人事院は、国家公務員と民間給与との比較を行った結果、月例給については民間較差（0.23%）を埋めるため、人材確保の観点等を踏まえ、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ、ボーナスについても、民間事業所の支給割合を 0.11 月分下回っていたことから、勤務実績に応じた給与の推進等の観点等を踏まえ、勤勉手当の支給割合を 0.10 月分引き上げる等の勧告を行った。</p> <p>【目的】</p> <p>本市職員の給与について、地方公務員法の給与決定原則に基づき、国家公務員の給与に準拠することとし、所要の改定を行うもの。</p>																																														
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																																														
<p>【根拠法令】</p> <p>地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無】</p>																																														
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																																														
<p>令和 4 年 8 月 人事院勧告（ボーナスの引上げ等）</p> <p>1 1 月 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律公布</p>																																														
⑤ 主な内容																																														
<p>令和 4 年人事院勧告に準じて、給料表及びボーナスの改定を行うこととし、石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する。</p> <p>1 給料表の改定（令和 4 年 4 月 1 日に遡及適用）</p> <p>行政職給料表について、初任給を上級（大卒程度）3,000 円、初級（高卒程度）4,000 円程度引き上げる。また、30 歳台半ばまでの職員が在職する号給について、20 歳台半ばに重点を置き、全体で平均 0.3% の引上げを行う。</p> <p>また、医療職、幼稚園職及び労務職給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う。</p> <p>2 ボーナスの支給割合の改定</p> <p>(1) 一般職（任期付職員・再任用職員を含む。）</p>																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給割合</th> <th colspan="2">6 月</th> <th colspan="2">12 月</th> <th colspan="3">計</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>1.200 (0.675)</td> <td>0.95 (0.45)</td> <td>1.200 (0.675)</td> <td>0.95 (0.45)</td> <td>2.40 (1.35)</td> <td>1.90 (0.90)</td> <td>4.30 (2.25)</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>1.200 (0.675)</td> <td>0.95 (0.45)</td> <td>1.200 (0.675)</td> <td><u>1.05</u> <u>(0.50)</u></td> <td>2.40 (1.35)</td> <td><u>2.00</u> <u>(0.95)</u></td> <td><u>4.40</u> <u>(2.30)</u></td> </tr> <tr> <td>R5.4 以降</td> <td>1.200 (0.675)</td> <td><u>1.00</u> <u>(0.475)</u></td> <td>1.200 (0.675)</td> <td><u>1.00</u> <u>(0.475)</u></td> <td>2.40 (1.35)</td> <td><u>2.00</u> <u>(0.95)</u></td> <td><u>4.40</u> <u>(2.30)</u></td> </tr> </tbody> </table>								支給割合	6 月		12 月		計			期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計	現 行	1.200 (0.675)	0.95 (0.45)	1.200 (0.675)	0.95 (0.45)	2.40 (1.35)	1.90 (0.90)	4.30 (2.25)	改正後	1.200 (0.675)	0.95 (0.45)	1.200 (0.675)	<u>1.05</u> <u>(0.50)</u>	2.40 (1.35)	<u>2.00</u> <u>(0.95)</u>	<u>4.40</u> <u>(2.30)</u>	R5.4 以降	1.200 (0.675)	<u>1.00</u> <u>(0.475)</u>	1.200 (0.675)	<u>1.00</u> <u>(0.475)</u>	2.40 (1.35)	<u>2.00</u> <u>(0.95)</u>	<u>4.40</u> <u>(2.30)</u>
支給割合	6 月		12 月		計																																									
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計																																							
現 行	1.200 (0.675)	0.95 (0.45)	1.200 (0.675)	0.95 (0.45)	2.40 (1.35)	1.90 (0.90)	4.30 (2.25)																																							
改正後	1.200 (0.675)	0.95 (0.45)	1.200 (0.675)	<u>1.05</u> <u>(0.50)</u>	2.40 (1.35)	<u>2.00</u> <u>(0.95)</u>	<u>4.40</u> <u>(2.30)</u>																																							
R5.4 以降	1.200 (0.675)	<u>1.00</u> <u>(0.475)</u>	1.200 (0.675)	<u>1.00</u> <u>(0.475)</u>	2.40 (1.35)	<u>2.00</u> <u>(0.95)</u>	<u>4.40</u> <u>(2.30)</u>																																							
※ 括弧内の数値は、再任用職員に適用される支給割合																																														
※ 会計年度任用職員は、勤勉手当の支給対象外であるため、改定の影響なし																																														

(2) 特別職（市長、副市長及び教育長）・特定任期付職員

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
現 行	1.625	-	1.625	-	3.25	-	3.25
改正後	1.625	-	<u>1.675</u>	-	<u>3.30</u>	-	<u>3.30</u>
R5.4以降	<u>1.650</u>	-	<u>1.650</u>	-	<u>3.30</u>	-	<u>3.30</u>

※ 国の指定職に準じて、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる。

3 改正が必要となる条例

- (1) 石巻市職員の給与に関する条例
- (2) 石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
- (3) 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (4) 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- (5) 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

4 参考（改定による影響額）

《初任給》

（単位：円）

区 分	号給（基本）	現給料	改定給料	改定額	改定率
上級（大卒程度）	1級25号給	182,200	185,200	3,000	1.6%
中級（短大卒程度）	1級15号給	163,100	167,100	4,000	2.5%
初級（高卒程度）	1級5号給	150,600	154,600	4,000	2.7%
会計年度任用職員：事務職員 週29h※（ ）はフルタイム	1級1号給	109,339 (146,100)	112,332 (150,100)	2,993 (4,000)	2.7%

《給料表改定・モデルケース》

（単位：円）

区 分	号給（モデル）	現給料	改定給料	改定額	改定率
主査・主任主事級	3級18号給	256,500	258,200	1,700	0.7%
主 事 級	2級16号給	221,500	224,500	3,000	1.4%
主 事 級	1級32号給	193,900	196,900	3,000	1.5%
労 務 職	3級30号給	241,500	244,000	2,500	1.0%

※ 上記表は、給料表の改定により差額支給を受けることになる行政職及び労務職の例

※ 行政職給料表5級以上の職員には改定の影響なし

《ボーナス・12月期総支給額》

（単位：円）

区分（モデル）	改定前	改定後	改定差額
行政職・45歳・大学卒	857,575	905,216	47,641

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【市財政への負担】

令和4年度給与改定に伴う影響額 138,504千円（共済費、職員手当等を含む。）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

大崎市、東松島市、女川町：令和4年12月定例会に提案予定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年12月 市議会第4回定例会に、石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正及び令和4年度一般会計及び各種会計補正予算案を追加提案

⑨ その他